



2021年4月21日

各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
会社名 アドソル日進株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 富三
(東証一部・コード3837)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営企画室長 後関和浩
電話 03-5796-3131

従業員（役職者）に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、企業理念である「高付加価値サービスの創造・提供を通じて お客様の満足と豊かな社会の発展に貢献する」の実現を目指すとともに、株主様との価値共有を一層推進するため、持続的成長に重要な責任・役割を担う従業員（役職者）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、下記の通り新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1)	払込期日	2021年7月1日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 2,870株
(3)	発行価額	1株につき2,772円
(4)	発行総額	7,955,640円
(5)	株式の割当対象者	当社の従業員（※） 92名

※当社取締役会が定める役職者の地位にある者（取締役を除く）

2. 譲渡制限付株式報酬制度の概要

当社は、2020年3月18日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

尚、本制度の概要は以下の通りです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2021年7月1日（払込期日）から2022年6月30日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものいたします。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に、死亡または当社が正当と認められた理由により、当社を退職した場合、払込期日を含む月から当該退職日を含む月までの月数を12で除した数に、当初交付株式数を乗じて乗じた数の譲渡制限付株式について、当該退職日をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものいたします。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限解除時において、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社を退職し、当社従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限解除の対象とならない株式について、直ちに、無償で取得するものいたします。

(4) 組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当初交付株式数を乗じた数の譲渡制限付株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2021年4月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,772円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております

以上